

地区公民館建築等に係る補助申請について

1 以下のとおり、工事の区分別に補助金を交付します。

(1) 地区公民館の建築、修繕等

建築 : 対象事業費の30%以内(上限500万円)

大規模修繕等 : 対象事業費の30%以内(上限200万円)

一般修繕等 : 対象事業費の30%以内(上限100万円)

(2) 地区公共広場の整備等

整備 : 対象事業費の30%以内(上限150万円)

※造成を伴うものに限る。

遊具等の設置 : 対象事業費の30%以内(上限50万円)

※整備と併せて行う場合に限る。

※ 地区公民館の大規模修繕等とは、建築基準法第6条の規定に基づく建築確認申請が必要なもので、建築基準法第2条第14号又は第15号に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替えをいいます。

※ 地区公民館の一般修繕等とは、大規模修繕等以外の修繕又は改修（**屋根の葺き替え、外壁修繕、バリアフリー化工事等**）で、**費用が100万円以上のもの**をいいます。

※ 上記(2)の地区公共広場の整備等における整備及び遊具等の設置とは、新しく公共広場を造成整備する場合、また、造成に併せて新しく遊具等を設置する場合が対象です。（遊具等のみの設置及び遊具等の修繕は対象外です。）

2 対象経費

直接工事に必要な工事費に対して補助します。

ただし、国、県等から補助金の交付を受ける場合は、その工事費から国、県等からの補助金額を除いた残額に対して補助します。

3 事業の要件

必ず年度中（4月～翌年3月）に工事が完了する事業であること。年度を跨ぐ工事の場合は補助対象外となります。

(1) 地区公民館の新築

市の補助金を受けた前回の新築事業から30年以上が経過しており、かつ市の補助金を受けた前回の修繕事業から10年以上が経過していること。

(2) 地区公民館の修繕

市の補助金を受けた前回の新築または修繕事業から10年以上が経過していること。

4 報告期限について

工事予定の前年度9月末日まで

申請を予定されている（工事に着手する）場合は、必ず前年度の9月末日までにご報告ください。年度途中での補正予算による対応はできませんので、工事の実施が確定していない場合でも、計画があれば期限までにご報告ください。

また、前年度に工事予定をご報告いただいた地区（自治会）で、工事を取り止める場合や、着工が翌年度に遅れる場合もご報告いただきますようお願いいたします。

※耐震化に係る耐震診断や耐震工事を予定されている場合は、「加東市安全安心のまちづくり活動補助金」（防災課）との併用が可能な場合がありますので、併せてお知らせください。

★補助を活用するうえでの留意事項

前記４の報告に加え、別途工事を実施する年度に改めて交付申請の手続きが必要となります。交付申請し、必ず市の交付決定を受けたうえで、工事に着工していただきますようお願いします。前年度中の着工や、交付決定を待たずに着工された場合は補助対象外となります。工期について、必ず事前に人権協働課までご報告・ご相談いただきますようお願いいたします。

～手続きの流れ～

